

令和7年度特定教育・保育施設利用者負担基準額・副食費徴収免除基準表

令和7年4月1日現在

○特定教育・保育施設利用者負担基準額表
【3・2号】

(単位：円)

階層区分	3号認定	2号認定									
		第1子		第2子(※ ¹)		第3子		第1子	第2子	第3子	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準・短時間			
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)	0		0		0		0	0	0	
B-1	市民税非課税世帯のうち障害及びひとり親世帯	0		0		0		0	0	0	
B	市民税非課税世帯	0		0		0		0	0	0	
C-1	市民税所得割課税額	48,600円未満のうち障害及びひとり親世帯		0		0		0	0	0	
C		48,600円未満		0		0		0	0	0	
D-1	市民税所得割課税額	77,100円以下のうち障害及びひとり親世帯		0		0		0	0	0	
D-2		57,700円未満		0		0		0	0	0	
D		97,000円未満		22,000	21,000	11,000	10,000	18歳以下の第3子以降 0	0	0	0
E		169,000円未満		28,000	27,000	14,000	13,000		0	0	0
F		301,000円未満		32,000	31,000	16,000	15,000		0	0	0
G		397,000円未満		39,000	38,000	19,500	19,000		0	0	0
H	397,000円以上		43,000	42,000	21,500	21,000	0		0	0	

(D~H階層) 同時利用とは…同一世帯で2人以上の児童が同時に保育所・幼稚園等に入所している場合です。
18歳以下の第3子以降とは…同一世帯に18歳以下の児童が3人以上いる世帯で、第3子以降が入所している場合、利用者負担額(保育料)は無料になります。

(共通) 年度の途中で3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度末までは3号認定の利用者負担額(保育料)となります。
※¹ 第2子のD~H階層の金額は同時利用の第2子の金額です。同時利用しない場合は第1子に記載されている金額となります。

【1号】 (単位：円)

階層区分	第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)	0	0
B-1	市民税非課税世帯のうち障害及びひとり親世帯	0	0
B	市民税非課税世帯(市民税所得割非課税世帯含む)	0	0
C-1	市民税所得割課税額	77,100円以下のうち障害及びひとり親世帯	
C		77,100円以下	
D	211,200円以下		0
E	211,201円以上		0

(1号~3号共通) 令和7年4月~令和7年8月は令和6年度(令和5年分)市民税所得割額、令和7年9月~令和8年3月は令和7年度(令和6年分)市民税所得割額により階層区分が決定します。
市民税所得割課税額は、調整控除を除く税額控除(寄附金税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等)の適用前の税額です。

○副食費徴収免除基準表
【2号(3~5歳児)】

階層区分	2号(3~5歳児)		
	第1子	第2子	第3子以降
A	免除	免除	免除
B-1			
B			
C-1			
C			
D-1			
D-2	徴収	徴収	【免除】 18歳以下の第3子以降 【徴収】 上記以外
D			
E			
F			
G			
H			

【1号(満3歳~5歳児)】

階層区分	第1子	第2子	第3子以降
A	免除	免除	免除
B-1			
B			
C-1			
C			
D			
E			